

### 3. 高津まちづくりビジョン委員会

#### 及び都市計画マスタープラン高津区構想部会の設置要綱（参考資料3）

#### 高津まちづくりビジョン委員会設置要綱

##### （目的）

第1条 平成5年に発行した高津まちづくり白書「キラリたかつ」を、時代の変化に対応させ、高津区の新しい将来像を描くために、区民と行政のパートナーシップ（協働）により見直しを図るとともに、これに基づいた都市計画マスタープラン高津区構想区民提案を策定することを目的に、高津区まちづくり協議会のアクション部会の一つとして、高津まちづくりビジョン委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### （事業内容）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、委員会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 高津まちづくり白書「キラリたかつ」の見直しに関する事。
- (2) 都市計画マスタープラン高津区構想区民提案の策定に関する事。

##### （委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 高津区まちづくり協議会から選出された委員
- (2) 公募により選出された20歳以上の区内在住・在勤・在学者
- (3) 関係行政機関の代表

##### （任期）

第4条 委員の任期は、第2条第1項各号に掲げる事項が完了するまでとする。

##### （委員会の組織）

第5条 委員会に次の役員を置くものとする。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長は、第3条第1項第1号の委員から選出し、副委員長は、第3条第1項第1号及び第2号の委員から選出するものとし、委員会を構成する者の互選による。
  - 3 委員長は会務を掌理し、委員会の座長となる。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 5 委員長及び第3条第1項第1号の委員から選出された副委員長は、それぞれ高津区まちづくり推進組織設置要綱第3条第1項第3号工に規定する部会長及び副部会長となる。

##### （班）

第6条 委員会は、テーマごとに検討する班を設置することができる。但し、都市計画マスタープラン高津区構想区民提案に関する事項を除く。

2 班には、次の役員を置くものとする。

- (1) 班長 1名
- (2) 副班長 1名

- 3 第2項各号に掲げる役員は、班員の中から互選により選出する。
- 4 班長は班務を掌理する。
- 5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会議等は、原則として第5条第1項第1号に掲げる委員長が招集するものとするが、必要に応じて班長が招集できるものとする。
- 7 班で決定された事項は、委員会で承認されたときに、委員会の決定とみなされる。

#### (関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会及び各班において必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

#### (都市計画マスタープラン高津区構想部会)

第8条 都市計画マスタープラン高津区構想区民提案に係る事項については、都市計画マスタープラン高津区構想部会(以下「部会」という。)において検討するものとする。

- 2 部会は第3条第1項各号に定める委員の中から構成する。
- 3 部会には、次の役員を置くものとする。
  - (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 3名
- 4 第3項各号に掲げる役員は、部会委員の中から互選により選出する。
- 5 部会長は会務を掌理し、部会の座長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 会議等は、必要に応じて部会長が招集するものとする。
- 8 部会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 9 部会で決定された事項は、委員会に報告するものとする。
- 10 部会の庶務を処理するため、事務局をまちづくり局計画部都市計画課及び高津区役所区民生活部区政推進課に置く。

#### (区と委員会の関係)

第9条 委員会は、第2条に掲げる事業の結果を高津区長に提言するものとする。

- 2 区長は、提言を受けた白書については関係行政機関及び区民に周知するとともに、都市計画マスタープラン高津区構想区民提案については市長に報告する。

#### (事務局)

第10条 委員会の庶務を処理するため、事務局を高津区役所区民生活部区政推進課に置く。

- 2 事務局長は、高津区役所区民生活部区政推進課長をもって充てる。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に委員会において定める。

#### 付 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

#### 4. 都市計画マスタープラン高津区構想部会 委員名簿（参考資料4）

	氏名	備考
1	伊中 悦子	高津区まちづくり協議会
2	荻原 誠	高津区まちづくり協議会
3	川越 道子	高津区まちづくり協議会
4	川崎 泰之	高津区まちづくり協議会
5	木村麻利子	公募
6	久保田 實	新
7	小磯盟四郎	公募（現在高津区まちづくり協議会所属）
8	小海 司	高津区まちづくり協議会
9	斎藤 幸子	高津区まちづくり協議会
10	佐方 克彦	新（現在高津区まちづくり協議会所属）
11	佐藤 順子	高津区まちづくり協議会
12	清水 大徳	新（現在高津区まちづくり協議会所属）
13	薄 典子	新（現在高津区まちづくり協議会所属）
14	澤田 勝弘	高津区まちづくり協議会
15	杉浦 宏幸	新
16	鈴木 穆	高津区まちづくり協議会
17	鈴木 忠能	高津区まちづくり協議会
18	関原 宏昭	公募
19	高品 嵩	高津区まちづくり協議会
20	高松 昭	高津区まちづくり協議会
21	瀧村 治雄	高津区まちづくり協議会
22	田村 喜美代	新（現在高津区まちづくり協議会所属）
23	田村 富彦	公募（現在高津区まちづくり協議会所属）
24	塚田 泰大	新
25	西尾 英樹	新（現在高津区まちづくり協議会所属）
26	袴田 浩之	新（12/22）
27	林 由美子	公募
28	原田二三子	高津区まちづくり協議会
29	藤長ひろ子	高津区まちづくり協議会
30	藤村千賀子	高津区まちづくり協議会
31	松浦 通隆	高津区まちづくり協議会
32	三神 普	公募（現在高津区まちづくり協議会所属）
33	持田 忠康	公募（現在高津区まちづくり協議会所属）
34	吉田 彩	新（現在高津区まちづくり協議会所属）
35	吉田 慎悟	高津区まちづくり協議会
36	吉田ひさ代	高津区まちづくり協議会
37	若杉 和身	高津区まちづくり協議会
38	若林 忠司	高津区まちづくり協議会
39	伊藤 将典	行政委員
39	島根 正隆	行政委員
40	栗原 稔	行政委員
41	力榮 善一	行政委員
42	深川 一正	行政委員
43	西村 孝彦	行政委員
44	中村 伸一	行政委員
45	小倉 聡子	行政委員
46	長村 眞理子	行政委員
47	坂口 真弓	行政委員
48	滝口 和央	行政委員